

青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）

新旧対照表

改正後	改正前										
（趣旨） 第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）等の受ける費用弁償について必要な事項を定めるものとする。 一～九 （略） 十 防災会議委員 <u>十の二 災害弔慰金等支給審査会委員</u> 十一 情報公開・個人情報保護審査会委員 十一の二～六十 （略） 第二条～第五条 （略） 別表（第二条関係） <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>防災会議委員</td></tr><tr><td><u>災害弔慰金等支給審査会委員</u></td></tr><tr><td>情報公開・個人情報保護審査会委員</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）	防災会議委員	<u>災害弔慰金等支給審査会委員</u>	情報公開・個人情報保護審査会委員	（略）	（趣旨） 第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）等の受ける費用弁償について必要な事項を定めるものとする。 一～九 （略） 十 防災会議委員 （新設） 十一 情報公開・個人情報保護審査会委員 十一の二～六十 （略） 第二条～第五条 （略） 別表（第二条関係） <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>防災会議委員</td></tr><tr><td>（新設）</td></tr><tr><td>情報公開・個人情報保護審査会委員</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）	防災会議委員	（新設）	情報公開・個人情報保護審査会委員	（略）
（略）											
防災会議委員											
<u>災害弔慰金等支給審査会委員</u>											
情報公開・個人情報保護審査会委員											
（略）											
（略）											
防災会議委員											
（新設）											
情報公開・個人情報保護審査会委員											
（略）											